

TSUBAME 2.0 の外部利用課金額の一部変更と、東工大教職員・学生と同等の課金優遇を行う身分の明確化について（平成 23 年度から）

平成 22 年度から学術国際情報センターが全国共同利用センターである学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点となり学外者の利用が進んできたことを受け、これまで外部の学術機関の研究者で本学教員と科学研究費補助金等の公的競争的資金制度による公式な共同研究関係にある研究グループの構成員に対しては学内者と同等の課金優遇措置を行ってきましたが、平成 23 年度から外部の学術利用と同じ課金額とすることになりました。本学と共同研究契約を行っている民間企業に属する人についても、同様の課金額とすることになりました。

また、東工大 IC カード※のうちの職員証、非常勤職員証、学生証の保持者には課金額を 1/4 とする優遇措置を取っていますが、さまざまな非常勤の身分の人が所持するアクセスカード※に対して、以下のように課金額を優遇する人の身分を明確化します。

- ※ TSUBAME 2.0 では、東工大が全学的に進めている IC カードによる認証機能を使い、職員証、非常勤職員証、学生証の保持者は web からアカウント発行申請等が全て可能となっています。
- ※ アクセスカードとは、学内に籍を置くその他の身分の人が、部局長に申請し承認後、誓約書を提出して取得する対面認証で発行する IC カードです。（情報システムへのアクセス及び、建物などへの時間外出入り等の目的のため）

・アクセスカードを所持する人に対して：

- | | |
|--------------------------|-------|
| a) 学術振興会・博士特別研究員 | 優遇する |
| b) 科研費等の競争的資金で本学が雇用する研究員 | 優遇する |
| c) 本学の部局等が費用を負担して雇用する研究員 | 優遇する |
| d) 短期留学生 | 優遇する |
| e) 他大学から指導委託されている学生 | 優遇する |
| f) 客員教授・准客員教授 | 優遇する |
| g) 客員研究員・準客員研究員 | 優遇する |
| h) その他の身分 | 優遇しない |

注) 東工大特別研究員や各研究科の特別研究員等の呼称とは関係ありません。他大学や民間企業など学外の組織との共同研究による共同研究員や受託研究で雇用する研究員は優遇されません。学術国際情報センター・共同利用専門委員会の審議を経て、優遇する身分を追加する場合があります。

とします。

課金優遇を受ける利用者が TSUBAME のアカウント申請を行う際には、アクセスカードの情報を元にポータルから申請して頂き、その身分であることの根拠となる書類のコピーを学術国際情報センター共同利用担当（メールボックス E2-2）に提出してください。

課金優遇を受けない人は、学外者の利用と同じように紙ベースでの[申請](#)をお願いします。

以下の情報は2011年3月1日時点の情報です。

最新の情報は東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則を確認してください。

第4条第1項	計算機システムを学術研究のために利用することができる者は、次の各の一に該当する者とする。
一	東工大ICカード(職員証及び学生証に限る。)が交付されている者
二	東京工業大学(以下「本学」という。)との間に計算機システム利用に関する大学間協定を締結している国内の大学の教員及び学生等
三	他大学又は研究機関等の研究者で、本学教員と科学研究費補助金等の省庁又は公益法人等による公的競争的資金制度による公式な共同研究関係にある研究グループの構成員
四	本学と共同研究契約を締結し、センター共同利用専門委員会で承認された他大学若しくは研究機関等の研究者または企業に属する者
五	本学と国際交流協定に基づく国際共同研究契約を締結し、センターグローバル情報資源活用協働専門委員会で承認された研究者又は研究グループの構成員
六	センター共同利用専門委員会で承認された他大学又は研究機関等の研究者
七	その他センター長が学術研究のための利用と認めた者

第4項	計算機システムを共同利用のために利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一	「先端研究施設共用促進事業」制度に基づき、センター共同利用専門委員会で承認された者
二	その他センター長が共同利用のための利用と認めた者

第5項	計算機システムを社会貢献のために利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一	センター共同利用専門委員会で、社会貢献に供するための利用として承認された者
二	その他センター長が社会貢献のための利用と認めた者

* ここで「センター」とは、学術国際情報センターのことを指す。

旧 別表1	利用資格(第4条関係)	利用単位あたりの 課金額	利用単位 (TSUBAMEポイント)
	第1項第1号		
	第1項第2号	5,000円	600
	第1項第3号		
	第1項第5号		
	第1項第4号		
	第1項第6号		
	第1項第7号	100,000円	3,000
	第4項(成果公開)		
	第5項(成果公開)		
	第4項(成果非公開)	400,000円	3,000
	第5項(成果非公開)		

以下略

新 別表1	利用資格(第4条関係)	利用単位あたりの 課金額	利用単位 (TSUBAMEポイント)
	第1項第1号		
	第1項第2号	5,000円	600
	第1項第5号		
	第1項第3号	20,000円	600
	第1項第4号		
	第1項第6号		
	第1項第7号	100,000円	3,000
	第4項(成果公開)		
	第5項(成果公開)		
	第4項(成果非公開)	400,000円	3,000
	第5項(成果非公開)		